

事業認定申請の制度概要、留意事項等

鳥取県 県土整備部 県土総務課用地室

1 土地収用制度と事業認定

別添1 参照

2 事業認定（鳥取県知事認定）の主要手続きフロー

別添2 参照

3 事業認定の要件

事業認定を受けるためには、土地収用法（以下「法」という。）第20条に掲げてある要件を全て満たす必要があります、各要件の該当性を判断していくことになります。

<p>1 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること</p>	<p>法第3条第1号から第35条までの規定に該当するか判断</p> <p><申請内容・資料> 「事業認定を申請する理由」「事業計画の概要」の中で、法的根拠を記載すること</p>
<p>2 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有すること</p>	<p>「意思と能力」とは、当該事業を遂行するための法的根拠や免許、許可等の資格を有していることに加え、予算等の資金力が充分であるかについて判断</p> <p><申請内容・資料></p> <p>(1) 意思について</p> <p>①起業者が地方公共団体の場合：議会の議決の有無</p> <p>②起業者が一般法人の場合：法人としての正式な意思決定の有無</p> <p>(2) 能力について</p> <p>①法的能力：当該事業を施行する権限の有無 →事業の施行に関して必要な行政機関の免許、許可、許可等の処分が既に行われているか</p> <p>②経済的能力：当該事業の施行に必要な財源措置の有無 →事業に必要な経費及びその財源</p> <p>③実際的能力：組織及び職員の配置状況など、起業者が実際に事業を遂行できる体制の有無 →既に事業に着手し、完成までの明確な計画のもとに事業が遂行されているか</p>
<p>3 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること</p>	<p>「事業計画の法適合性」、「申請事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益の比較衡量」、「代替案比較の要否」について判断</p> <p><申請内容・資料></p> <p>(1) 事業計画の法適合性 →法令上位置付けられた構造基準等に適合していること</p> <p>(2) 申請事業の施行により得られる公共の利益 →事業実施前の現況と事業実施後の予測状況とを数値比較する等して、事業計画に合理性があり、事業を施行する必要性があることを説明すること</p> <p>(3) 申請事業の施行により失われる利益の比較衡量 →事業の施行により、自然環境（動植物等）への影響、環境基準</p>

	<p>等への適合性、文化財等への影響等について具体的に説明すること</p> <p>(4) 代替案比較の要否 →申請事業の施行地がそこでないといけないという説明のために、他の代替案との比較を行うこと</p> <p>※以上の項目について、具体的な統計、予測等の数値等による説明がなされているか</p>
4 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること	<p>「申請事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要があること」、「収用・使用しようとする土地等が申請事業の公益性の発揮のため、必要な範囲に在すること」、「収用・使用の別の合理性」について判断</p> <p><申請内容・資料></p> <p>(1) 申請事業の供用による公益性の発揮を早期に図る必要があること →早期に事業を施行する必要性について、具体的に説明</p> <p>(2) 収用・使用しようとする土地等が申請事業の公益性の発揮のため、必要な範囲に在すること →収用・使用しようとする土地等が、事業実施のために必要最小限であることを説明</p> <p>(3) 収用・使用の別の合理性 →事業の公益性を發揮するために必要な土地等の取得の方法が、「収用」であるのか「使用」で足りるのかを説明</p>

4 留意事項

- (1) 事業認定申請書が提出されると、起業地が所在する市町村において、事業認定申請書及び添付書類が、2週間、公衆の縦覧に供されます。
- (2) 市町村での縦覧期間中に利害関係人から反対意見が提出された場合、鳥取県土地収用事業認定審議会が開催され、審議会としての意見が知事に答申されます。
- (3) 市町村での縦覧期間中に利害関係人から公聴会を開催すべき請求があった場合のほか、必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることとなります。
- (4) 事業認定を受けようとする場合は、まず、県用地室に日程を予約のうえ、事前相談を行ってください。事業の概要や現在の状況をお聞きするとともに、手続きの流れや事業認定の要件等について説明します。
- (5) 事前相談の開始から事業認定の申請までには、一定の期間（最低2，3か月）を要し、また事業認定の申請から告示まで一定の期間（標準処理期間：90日）を要しますので、事業のスケジュールを考え早めにご相談をお願いします。
なお、(2)の鳥取県土地収用事業認定審議会又は(3)の公聴会を開催したときは、標準処理期間を超過する可能性が十分にあることをご承知ください。

5 申請手数料

158,000円

法第125条第2項の規定に基づき、鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）で「法第17条第2項（法138条第1項において準用する場合を含む）の規定に基づく事業の認定 1件につき158,000円」と定められています。当該金額を鳥取県収入証紙で納付してください。

6 その他

事業認定申請を行うにあたり、参考となる資料等

(1) 国土交通省ホームページ

- ①事業認定申請の手引き（第2版）等について
- ②公共建築物等の事業認定申請事例集について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_fr_000476.html

(2) 書籍

- ①事業認定申請マニュアル（編著：土地収用法令研究会）
- ②土地収用法の解説と運用 Q&A 改訂版（編著：土地収用法令研究会）
- ③逐条解説 土地収用法（発行：(株)ぎょうせい）

1. 土地収用制度の趣旨：憲法第29条

憲法第29条 財産権は、これを侵してはならない。

3 私有財産は、**正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。**

土地収用法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、①その要件、②手続及び効果並びに③これに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

事業認定手続

事業認定庁が、申請事業が土地を収用するに値する**公益性を有することを認定**

収用裁決手続

各都道府県の収用委員会が、土地所有者等に対する**補償金の額等を決定**

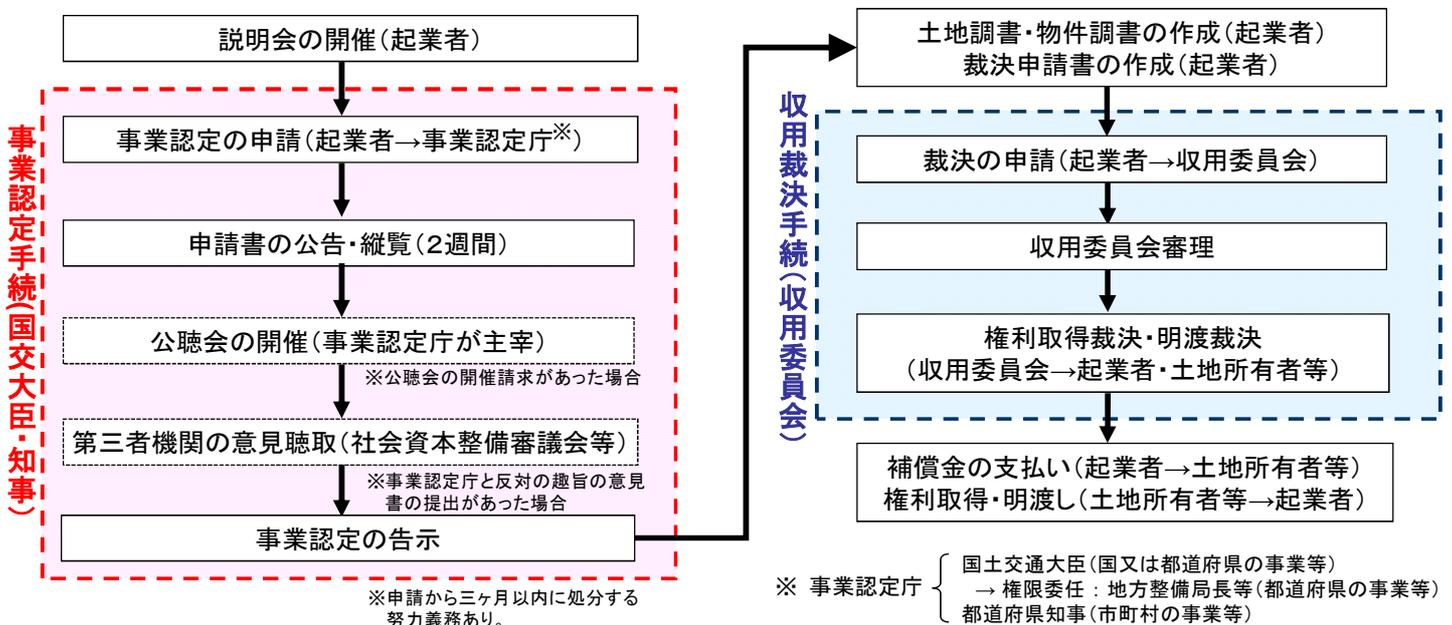
2. 土地収用法の主要手続

制度の概要

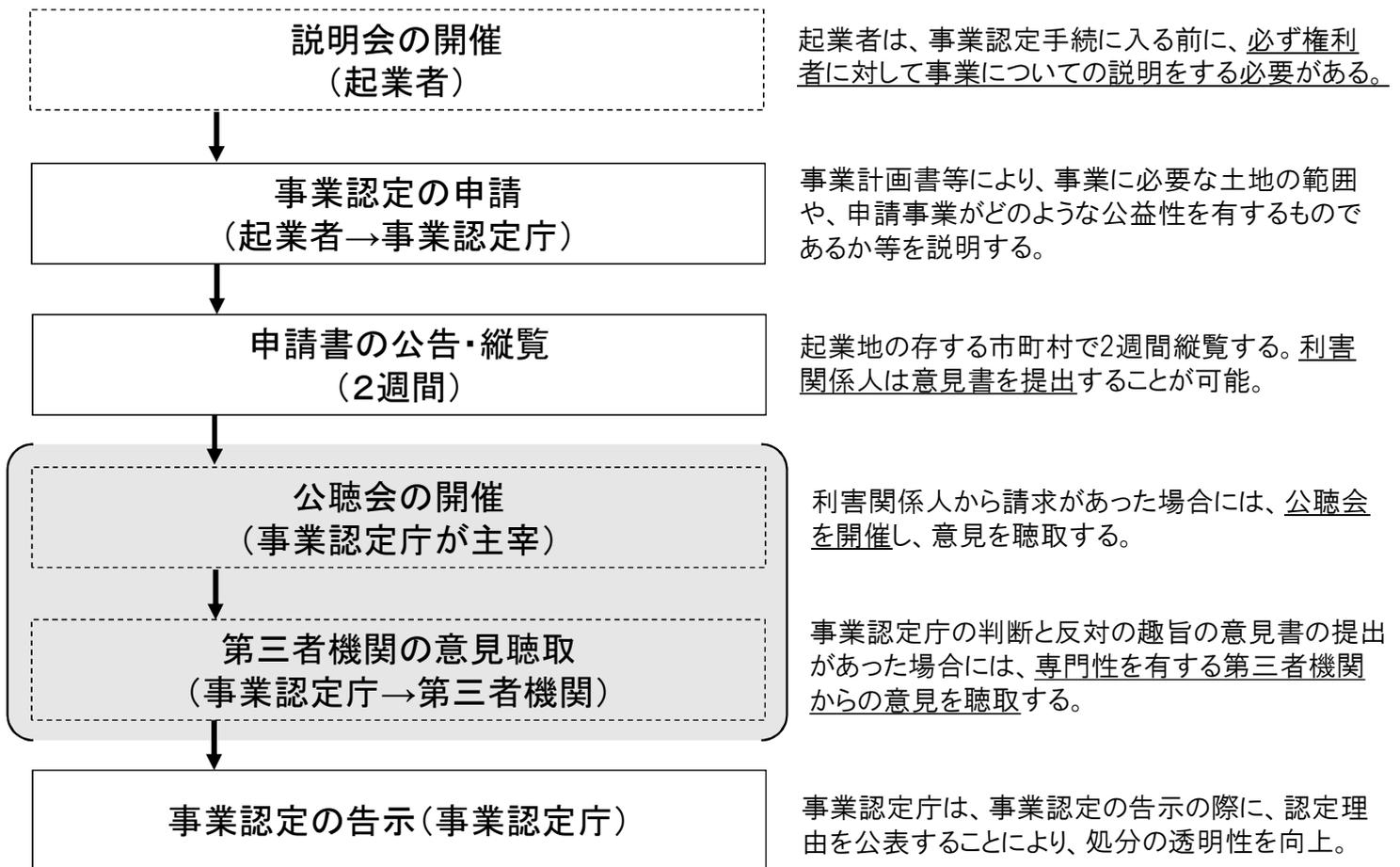
土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に、当該土地を取得するための法的手段を規定。

- ・**事業認定手続**：事業認定庁(国交大臣等)が申請事業が土地を収用するに値する**公益性を有することを認定**する手続。
- ・**収用裁決手続**：収用委員会が土地所有者等に対する**補償金の額等を決定**する手続。

← 私有財産は、**正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる**(憲法第29条3項)



3. 事業認定手続の流れ



4. 事業認定手続:事業認定の要件

国土交通大臣等(事業認定庁)は、申請事業が以下の4つの要件のすべてに該当するとき、事業の認定をすることができる。

1. 申請事業が法に列記されているもの(収用適格事業)に関するものであること
道路法による道路、国等が設置する施設、公園等、法3条各号列記の事業
2. 起業者が事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること
法的な施行権限、事業遂行に必要な資金力、組織・体制等
3. 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与 するものであること
事業計画に基づき、得られる公共の利益(例:道路建設による道路混雑の緩和、ダム建設による洪水の防御等)と失われる利益(自然環境等への影響、史跡・文化財への影響)とを比較衡量
4. 土地を収用する公益上の必要性があるものであること
事業の早期施行の必要性、収用対象となる土地が事業に必要な範囲にとどまるか等

5. 事業認定手続:収用適格事業

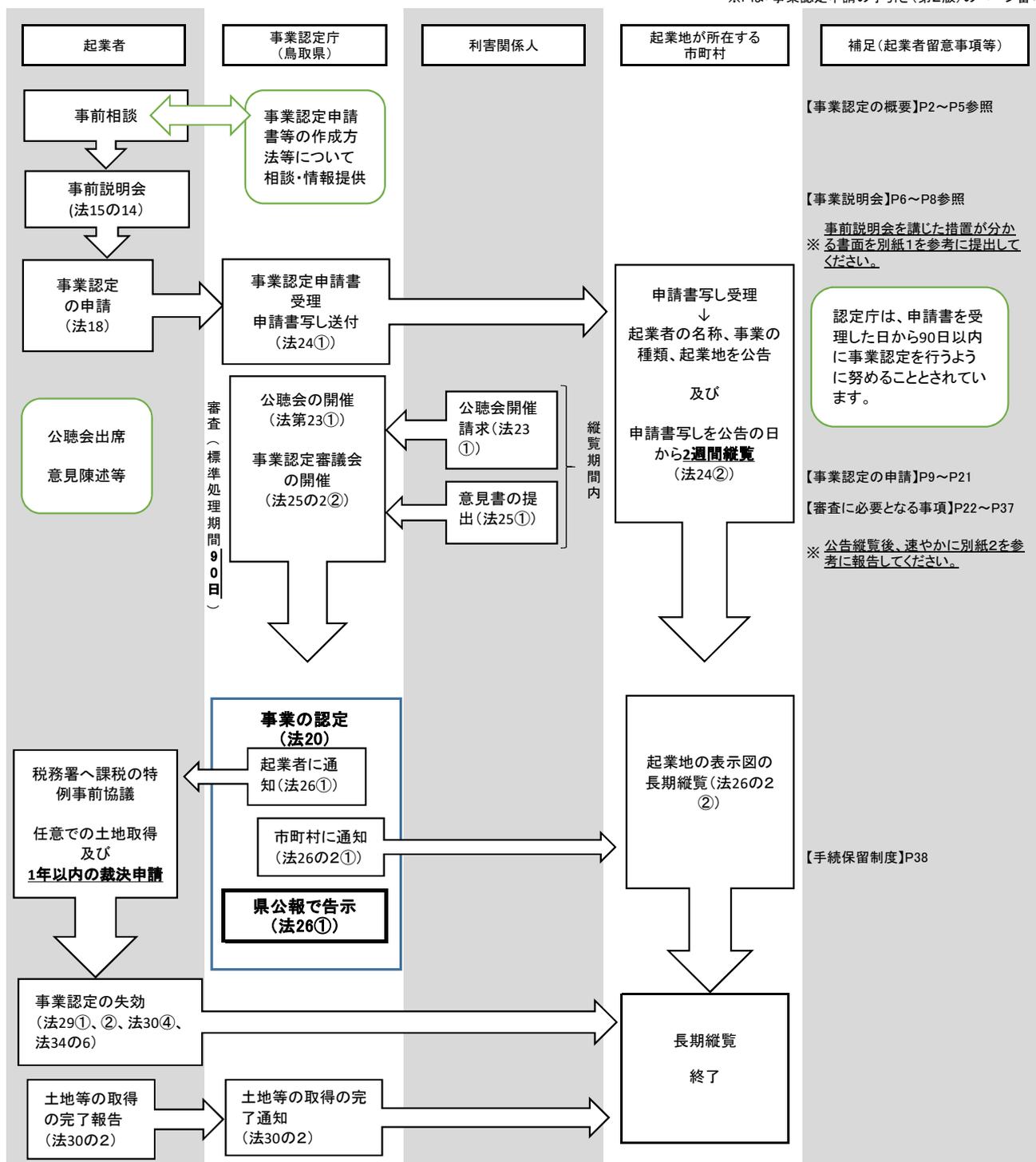
○一定の公益性が推定される事業の種類をあらかじめ法律上に列挙し、土地収用法が適用される事業(収用適格事業)を限定することとしている。

(収用適格事業の例)

- ① 交通・インフラ関係(道路、河川、砂防、地すべり防止、海岸保全、水防、鉄道、港湾、漁港、飛行場等)
- ② 農業関係(農業用道路等)
- ③ 通信関係(電気通信、電波、放送等)
- ④ 資源・エネルギー関係(電気、ガス、原子力等)
- ⑤ 衛生・環境保全関係(上下水道、病院、墓地、と畜場、廃棄物処理場、自然公園等)
- ⑥ 教育関係(学校等)
- ⑦ 福祉・労働関係(社会福祉施設等)
- ⑧ 住宅関係(公営住宅等)
- ⑨ その他(国・地方公共団体が設置する公共施設等)

事業認定(鳥取県知事認定)の主要手続きフロー

※Pは「事業認定申請の手引き(第2版)のページ番号



- 事業認定申請書と添付書類**
- 事業認定申請書
 - 添付書類
 - (常に必要) ①事業計画書 ②起業地を表示する図面 ③事業計画を表示する図面 ④事前説明会の実施状況を記載した書面(別紙1)
※図面の縮尺、着色方法は事業認定申請マニュアル等で御確認ください。添付書類目録は必ず添付してください。
 - (必要に応じて) ⑤関連事業施行証書 ⑥予算書写し ⑦法第4条に規定する土地に関する調書 ⑧法第4条に規定する土地に関する管理者の意見書 ⑨法令上の土地利用制限に係る行政機関の意見書 ⑩事業施行に関する行政機関の許認可書又は意見書 ⑪法第4条に規定する土地に関する図面 ⑫起業地選定比較図
 - 参考資料 事業の必要性・事業効果等を示す客観的データ、環境影響評価関係報告書、関係法令等 ※どのような資料が必要になるかは、事業により異なります。
※添付書類にはインデックスを付してください。

(別紙1)

第〇〇〇〇号
年 月 日

鳥取県知事 様

起業者 〇〇〇

土地収用法第15条の14の規定により講じた措置は次のとおりである。

記

- 1 事業の種類
- 2 説明のための会合を開催した日時
- 3 説明のための会合を開催した場所
- 4 説明のための会合の開催の公告を行った日及び当該公告を行った新聞紙の名称
(1) 公告を行った日 年 月 日
(2) 新聞紙の名称
※新聞紙の写しを添付すること
- 5 土地収用法施行規則第1条の2第1項第3号の規定による通知を行った者の数
- 6 説明のための会合に参加した者の概数
- 7 会合の議事録、写真
- 8 説明のための会合を打ち切った場合においては、その旨及びその根拠となる条項

(別紙2)

第〇〇〇〇号

年 月 日

鳥取県知事 様

起業者 〇〇〇

事業認定申請書等の写しの縦覧の終了について（報告）

年 月 日付第〇〇〇号で依頼のあった「〇〇〇事業」に関する事業認定申請書等の写しの縦覧は、別紙告示の写しのとおり終了しましたので、報告します。

記

- 1 縦覧者
名
- 2 縦覧の様子（様子）
別紙のとおり
- 3 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所